

【保護者用】

北見市教育支援センター

「あおぞらくらぶ」のあらまし

北見市教育支援センター『あおぞらくらぶ』は
北見市立学校に在籍し、不安や悩みがあって学校
にいけないお子さんの教室です。



学校に行けないお子さんに心の居場所を提供し
個別や小集団での援助や指導を行う教室です。

北 見 市 教 育 委 員 会

北見市学校教育支援センター『あおぞらくらぶ』の概要

1 開設の目的は

近年、いろいろなきっかけや理由によって、学校に行きたくても行けない児童生徒が急増しています。

このような児童生徒のために、相談や援助をしながら、社会的自立に向けて育成することを目的として開設しています。

2 指導の方針は

- ① 指導員の先生と児童生徒の信頼関係をつくる中で、生活を立て直し、心を解放させるよう努めます。
- ② 体験的な活動や集団活動などを通して、いろいろなことに興味・関心を広げ、対人関係を改善するよう努めます。
- ③ 家庭や籍のある学校、関係機関との連携を取りながら、学校復帰（再登校）への意欲を高められるよう努めます。

3 入級の対象となる児童生徒は

- ① 北見市立学校に在籍し、主に心理的な要因や集団での生活に適應できず、登校できない状態にある児童生徒。
- ② 本人が希望し、保護者から申し出のあった児童生徒。
- ③ 学校や関係機関から必要と認められた児童生徒。

4 開設場所は

- 北見市常盤町2丁目1番68号
北見市勤労青少年ホーム2階
(電話 31-1255)

5 指導体制は

- 専任指導員 2名
- 指導員 1名
(北見市教育委員会 指導室)



市内バス利用の場合

📍 路線名・三輪線 バス停・市民会館 徒歩1分

📍 路線名・小泉線 バス停・本町1丁目 徒歩3分

6 開設期間および時間は

- ① 開設期間は4月から翌年3月までとし、毎年継続します。
 ○月曜日 10:00~12:00
 ○火・水・木曜日 10:00~14:00
 ○金曜日 10:00~12:00
- ② 毎週土・日曜日、祝祭日、開校記念日、夏季休業、学期間休業、冬季休業、学年始め及び学年末休業日は除きます。

7 週の活動計画の基本形は

	月	火	水	木	金
10:00	朝の準備・朝の会				
10:10	10:55	個別活動（学習等）			10:55
	11:05	11:00			11:05
	11:50	11:10	個別または集団活動		11:50
12:00	帰りの会				帰りの会
	昼食・昼休み				
12:55	ラジオ体操				
13:00	運動 （ストレッチ） 卓球・バドミントン・ テニボン・ミニバレー他				
13:50	帰りの会・後片付け				
14:00					



- 個別活動⇒児童生徒が自ら立てた計画に従って学習活動等を行い、必要に応じて指導員の指導援助を受けます。
- グループ活動⇒誕生会など必要に応じてグループで多様な活動を行うことにより、心を解放するとともに対人関係を広げます。
- ※ 週の活動計画は、活動内容および天候等により弾力的に運用します。
- ※ 来室者の見学及び相談は、随時受け付けます。

8 おもな活動および指導内容

- ① 児童生徒の実態を考慮し、教育相談や遊びを通じた指導を行います。
- ② 基本的な生活や学習等について指導・援助を行います。
- ③ 運動や各種体験的活動および文化的活動を行います。

【具体例】

○人とふれあう ⇒ 教育相談、教室での指導、集団遊び、教科学習

○動物とふれあう ⇒ 動物の観察

○植物とふれあう ⇒ 緑のセンター見学、観察や栽培

○歴史とふれあう ⇒ 文化センター、博物館見学

○天体とふれあう ⇒ 文化センター見学

○美術とふれあう ⇒ 見学、鑑賞、創作

○本とふれあう ⇒ 図書館、借り受け、読書

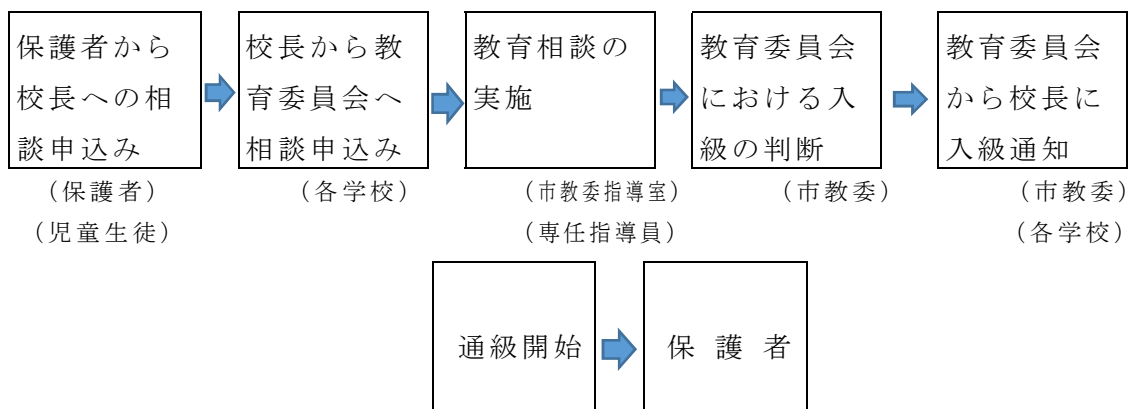
○スポーツとふれあう ⇒ バドミントン、ミニバレー、卓球、バスケットボール
ミニバレー、パークゴルフ



9 入級の手続きは

- ①原則として本人および保護者が入級を希望し、学校が認めた場合とします。
- ②北見市教育委員会は、入級の申し出があったとき、別に定める手続きにより、入級の可否を協議し決定します。
- ③入級を認めた児童生徒について、在籍校の校長に連絡します。

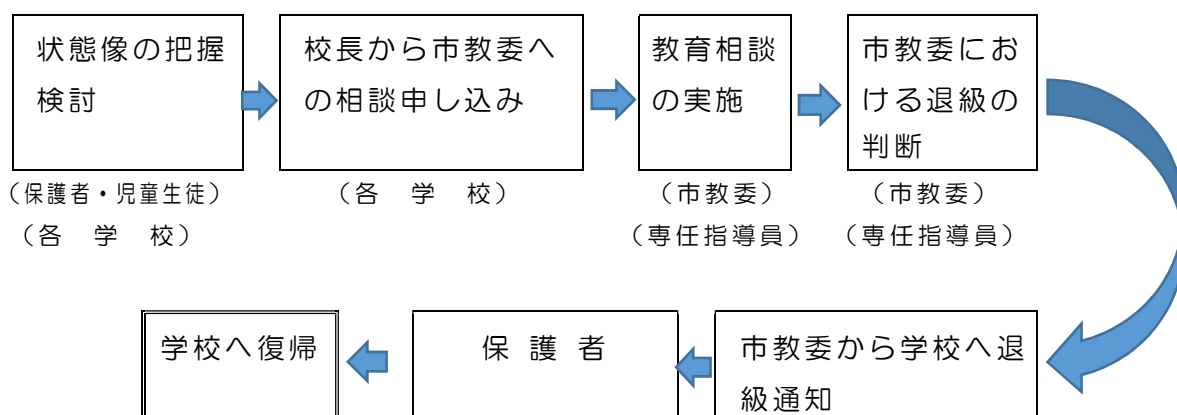
【入級の手続き】



10 通級にかかわる配慮事項は

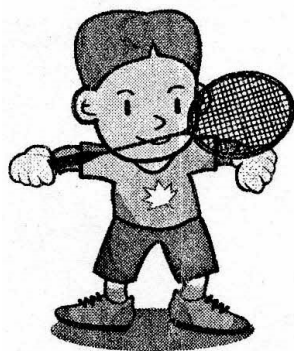
- ①通級方法は家庭において判断し、交通等の安全は十分に注意してください。
(なお、定期券による定期バスを利用する場合の学割についてはご相談ください。なお、JRについては適用にはなりません。)
- ②昼食は、弁当など各家庭で準備し、持参させるようにしてください。
- ③個人用の学用品・教材は各自で用意してください。
- ④児童生徒の教育支援センターにおける健康管理・安全には十分配慮しますが、万一通級途中や活動中に事故が発生した場合は、「日本スポーツ振興センター」から治療費が出ます。この手続きは在籍する学校で対処します。

11 退級の手続きは



12 その他

- ※ 不明な点がございましたら、在籍の学校または北見市教育委員会にお問い合わせください。



北見市教育委員会指導室 電話 33-1749
(北見市端野町二区471番地1 端野総合支所2階)